

< 身だしなみ等の規定 >

(1) 制服等

項目	規定
ブレザー	11月～4月は着用 ※5月～10月は着用しなくても良い
ズボン（男子）	指定品を着用
スカート・スラックス （女子）	指定品のどちらか一方を着用
ワイシャツ	無地／白（半袖も可）
ネクタイ・リボン	指定品を着用 ※正装時は必ず着用
ベスト・セーター	着用する場合は指定品のみ
ポロシャツ	5月～10月の「正装」以外の日に着用可。着用する場合は指定品のみ
靴下	無地（ワンポイントは可）／紺・黒・白 ※冬季：女子黒タイツ・黒レッグウォーマーは可
靴	運動靴またはローファー
防寒着	○登下校時に制服の上に着用するのにふさわしい華美でないものとする。 ○必ずブレザーを着用し、その上に防寒着を着用。 ○ブレザーが隠れる十分な丈があること。 ○防寒着に大きなメーカーロゴや文字・模様が入っているものは不可。 ○無地／白・紺・黒・ダークカラーとする。 ※グレー、ベージュ、キャラメルを含むが、赤・黄色・ピンク・蛍光色・迷彩柄等の派手なものは不可。

※制服の改造は認めない。

(2) 頭髪等

- カラーリング・脱色・パーマ等の加工は一切禁止とする。
- 化粧（マニキュアを含む）、ピアス（透明を含む）・ネックレスなどの装着は認めない。

(3) その他

- バイク通学は認めない。
- 自転車通学は許可制とする。